

国立健康危機管理研究機構法の施行期日を定める政令

内閣は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国立健康危機管理研究機構法の施行期日は、令和七年四月一日とする。

理由

国立健康危機管理研究機構法の施行期日を定める必要があるからである。